

徳島労働局発表  
令和4年10月21日

【照会先】  
徳島労働局労働基準部賃金室  
室長 天満 弘明  
室長補佐 吉成 洋美  
電話：088(652)9165

報道関係者 各位

## 徳島県特定最低賃金の改正決定について

### －徳島地方最低賃金審議会が答申－

徳島地方最低賃金審議会（会長 段野 聡子）は、本年8月26日、徳島労働局長（伊藤 浩之）から「徳島県特定最低賃金の改正決定について」の諮問を受け、徳島県特定最低賃金専門部会を設置して慎重かつ真摯に調査審議を重ねてきましたが、「徳島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業」については9月26日、「徳島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」については10月21日に結論を取りまとめ、徳島労働局長に対し下記のとおり答申を行いました。

今後は、本答申に基づき所定の手続きを進め、徳島県特定最低賃金を改正することとしています。

なお、効力発生日は**令和4年12月21日（水）**となる予定です。

#### 記

特定最低賃金件名	答申額	前年との比較	答申日
徳島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金	977円	現行945円から <u>32円引き上げ</u>	9月26日
徳島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	942円	現行911円から <u>31円引き上げ</u>	10月21日

※ 答申の概要については別添をご参照ください。

## 特定最低賃金の改正答申の概要

件 名	徳島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金	徳島県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
適用する範囲	徳島県全域	
適用する使用者	徳島県の区域で各産業を営む使用者	
適用する労働者	上記使用者に使用される労働者	
適用除外される労働者	(1) 18 歳未満または 65 歳以上の者 (2) 雇入れ後 6 月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務 ロ 玉軸受、ころ軸受製造業に係る業務のうち、切削くずの取り除き等の業務 (4) メリヤス針製造業、計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業及び武器製造業に従事する者	
		イ 清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な業務 ロ 手工具又は小型動力機を用いて行う組線、取付け、かしめ及び巻線の業務  (4) 発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業、産業用電気機械器具製造業及び電球・電気照明器具製造業に従事する者
最低賃金額	時間額 9 7 7 円	時間額 9 4 2 円
答申のあった日	9 月 26 日	10 月 21 日
異議の申出期間	答申日から 10 月 11 日まで	答申日から 11 月 7 日まで
官報公示日予定	令和 4 年 10 月 25 日	令和 4 年 11 月 21 日
効力発生予定日	令和 4 年 12 月 21 日	
引上げ前最賃額	9 4 5 円	9 1 1 円
引上げ額	3 2 円	3 1 円
引上げ率	3. 3 9 %	3. 4 0 %

※「徳島県造作材・合板・建築用組立材料製造業最低賃金」は引き続き時間額 8 7 6 円です。(現行どおり)